

農園付き公園(分区園)とは？

「横浜みどりアップ計画」の一環として、市民が農にふれあう機会を提供することを目的としています。

●利用期間は？

4月1日～翌年3月31日(1年間)
更新手続きを行い**最長2年間**ご利用いただけます。

※期間終了時には区画を整地し、耕作物は全て撤去していただきます。

●利用時間は？ 日の出から日没まで。

●貸し出し道具はありますか？

共有で使う三本クワ等、農作業で使う道具を貸し出します。

●駐車場はありますか？

駐車場はありません。徒歩又は自転車での利用をお願いします。
近隣の皆様のご迷惑になるため路上駐車もご遠慮ください。

●分区園で栽培できる作物にきまりはありますか？

利用期間内に栽培が終了するものとし、他区画内まで伸びてしまうもの、他区画の日光を遮る高さのものは栽培できません。

●水道はつかえますか？

エリアごとに区画の近くに水道があり水やりに活用いただけます。
ホースを使うことはできません。バケツやジョウロをご利用ください。

- ・長期間にわたり栽培等がなされないとき
- ・その他管理上必要と認められるときは利用を停止して頂く場合がございます。

その他ご質問があればお気軽にお問合せ下さい♪